

# 令和2年第3回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

令和2年3月25日（水） 9時2分開会  
10時21分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 中村 みゆき

## ■ 欠席委員

教育委員 : 福富 早央里

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育課参事	中摩 浩太郎
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
スポーツ振興課主幹兼係長	喜多 博文
学校給食センター主幹兼係長	中村 巧一
学校教育課係長	豊田 一彦

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

・日程第1 議案第7号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

- ・日程第2 議案第8号 指宿市教育委員会公印規則の一部改正について
- ・日程第3 議案第9号 指宿市立市民会館運営協議会規則及び指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼運営協議会規則の一部改正について
- ・日程第4 議案第10号 指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正について
- ・日程第5 議案第11号 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について
- ・日程第6 議案第12号 指宿市社会教育指導員に関する規則の一部改正について
- ・日程第7 議案第13号 指宿市地域学校協働活動推進員設置規程の一部改正について
- ・日程第8 議案第14号 指宿市招致外国青年任用規則の全部改正について
- ・日程第9 議案第15号 令和2年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について
- ・日程第10 議案第16号 指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の廃止について
- ・日程第11 議案第17号 指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- ・日程第12 議案第18号 指宿市学校給食センター管理運営要綱の一部改正について
- ・日程第13 議案第19号 指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について
- ・日程第14 議案第20号 教育委員会事務局職員等の職員の任免について
- ・日程第15 議案第21号 教育長の辞職について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、令和2年第3回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、福富委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回及び前々回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第1回指宿市教育委員会臨時会及び第2回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

#### (西森教育長)

ご異議なしと認め、前回及び前々回の会議録を承認いたします。

#### 4 会議録署名者の指名

##### (西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕職務代理者をお願いいたします。

#### 5 教育長の報告

##### (西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

ご案内のとおり、ここ1～2か月で新型コロナウイルス対策について、全庁的に様々な取組をしているわけですが、2月27日に庁舎内の対策本部を立ち上げて協議をしております。その中で、学校の休業等についても協議をしていただき、決定をしていただき、臨時の校長会等を開いて周知徹底を図ってまいりました。3月23日に第6回の本部会議を開いて、4月からの学校再開に向けての協議をさせていただきました。また、のちほど学校教育課のほうから報告があるかと思えます。

人事異動関係では、3月7日に南さつま市で連絡会がございました。例年、県庁で43市町村集まって連絡会をするのですが、本年度はコロナウイルスの関係もありまして、各教育事務所で開催されたところですが、それを受けて翌日の8日、日曜日ではございましたが、臨時会を開催させていただきました、人事異動の内申をいただきました。そして、月曜日に臨時の校長会で各学校の内々示を行ったところですが、

6番目は、今、第1回市議会定例会が開会中ですが、一般質問として3月17日、18日に8名の議員が質問をされました。その中で、7名の関係議員から資料に書いてあるような内容のご質問をいただきました。コロナウイルス対策については、全市的に取り組んでいかなければならない問題だと思っております。

それから、7番目の卒業式関係でございますが、ご案内のとおり教育委員会の告示は、書面という対応で届けさせていただきました。指宿商業高校、中学校、小学校それぞれ工夫をしながら、無事に卒業式を終えたところでございます。また本日、それぞれの学校では終了式又は離任式も併せて行われるということです。昨日の小学校の卒業式では、欠席者はゼロで、卒業生が全員揃って卒業できたという報告もいただいているところです。中学校のほうでは欠席がありましたので、その分については学校のほうで届けて、確実に卒業証書を渡しているところです。

以上、教育長報告を終わります。

#### 6 会議の公開等について

##### (西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

ご審議いただきます案件は、本日追加いたしました1件を合わせて、合計15件であります。このうち、日程第14は、職員の人事異動に関する案件、日程第15は、教育長の辞職に関する案件でありますので、いずれも非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

## 7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1, 議案第7号, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてから、日程第5, 議案第11号, 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正についてまでの5議案につきましては、関連がありますので一括して審議いたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1, 議案第7号, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてから、日程第5, 議案第11号, 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正についてまでの5議案につきましては、一括して提案のご説明を申し上げます。

5議案は、いずれも令和2年度の市組織機構再編方針に基づく、組織の再編のうち、教育部に係る再編に伴い必要となる、関係例規の所要の改正を行おうとするもので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

それでは、教育部に係る再編内容をご説明申し上げます。教育部の再編は、歴史文化課の新設、並びに社会教育課の2係廃止、及びスポーツ振興課の1係新設であります。

歴史文化課につきましては、今回の組織機構再編方針により、文化振興及び遺跡の発掘調査や指定文化財の保存等による文化財の保護の明確化など、所管業務の合理化と意思決定のスピード化を目指すべく、令和2年4月1日から新設されるもので、同課に文化施設管理係及び文化財係が設置されます。また、社会教育課につきましては、歴史文化課の新設に伴い、管理係と文化係が廃止されることとなります。

スポーツ振興課につきましては、令和2年度に開設予定のサッカー場を含む体育施設管理を一元化するため、同課に「施設管理係」が設置されます。

それでは、5議案につきまして順次、改正の内容を申し上げます。それぞれ新旧対照表でご説明いたします。資料の2ページをお開きください。

まず、議案第7号, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

教育委員会事務局の組織を定めた、第25条の表内の、社会教育課を社会教育係の1係とし、歴史文化課を追加し、同課に文化施設管理係及び文化財係の2係を設け、スポーツ振興課に施設管理係を追加するものと、7ページをお開きください。

教育機関を定めた、第35条の表内の、上から8番目の指宿市民会館、次の指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼、次のページの上から9番目の山川文化ホールの所属の欄をそれぞれ「社会教育課」から「歴史文化課」に改めるものと、10ページをお開きください。

各課及び各係の分掌事務を定めた第26条の別表第1のうち、今回の再編に伴い新設又は廃止された課及び係の分掌事務につきまして、13ページまでお示しのとおり改めるものであります。

次に、14ページをお開きください。

議案第8号、指宿市教育委員会公印規則の一部改正について申し上げます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、16ページをお開きください。

公印の名称等を定めた第3条の別表のうち、指宿市考古博物館長之の印の保管者を「社会教育課長」から「歴史文化課長」に改めるものであります。

次に、18ページをお開きください。

議案第9号、指宿市立市民会館運営協議会規則及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会規則の一部改正について申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、20ページと21ページを併せてご覧ください。

指宿市立市民会館運営協議会規則第9条及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会規則第7条に定めるそれぞれの協議会の庶務を、「教育委員会社会教育課」から「教育委員会歴史文化課」に改めるものであります。

次に、22ページをお開きください。

議案第10号、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正について申し上げます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、25ページを開き、26ページと併せてご覧ください。

決裁権者の決裁事項を定めた第8条の個別決裁事項のうち、「3社会教育課に関する事項」の決裁事項及び決裁区分を改め、「4歴史文化課に関する事項」の決裁事項及び決裁区分を追加するものです。なお、「4歴史文化課に関する事項」の追加に伴い、「4スポーツ振興課に関する事項」を「5スポーツ振興課に関する事項」に改めるものであります。

次に、27ページをお開きください。

議案第11号、指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について申し上げます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、29ページを開き、30ページと併せてご覧ください。

委員会の委員構成を定めた第7条第4項第3号中、「社会教育課長」を「歴史文化課長」に、文化部門に関する対象事業の庶務を定めた第8条第2号中、「社会教育課」を「歴史文化課」にそれぞれ改めるものであります。なお、ただいまご説明いたしました5議案につきましては、いずれも附則において、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で提案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(西森教育長)**

5議案を一括して説明させていただきました。組織再編の関係で、歴史文化課が新たに設置され、社会教育課の文化係が独立した形になります。スポーツ振興課にも、施設管理の係が新設ということで、役割分担が必要なことから条例規則等について改正がなされたということです。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第7号から，日程第5，議案第11号までの5議案については，提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは，日程第1，議案第7号から，日程第5，議案第11号までの5議案については，提案のとおり可決することいたします。

**(西森教育長)**

次に，日程第6，議案第12号，指宿市社会教育指導員に関する規則の一部改正についてから，日程第8，議案第14号，指宿市招致外国青年任用規則の全部改正についてまでの3議案につきましては，関連がありますので一括して審議いたします。

提案の説明をお願いします。

**(下吉部長)**

日程第6，議案第12号，指宿市社会教育指導員に関する規則の一部改正についてから，日程第8，議案第14号，指宿市招致外国青年任用規則の全部改正についてまでの3議案につきまして，一括して提案のご説明を申し上げます。

3議案は，いずれも令和2年4月1日から施行されます，地方公務員法及び地方自治法の一部改正による臨時職員・非常勤職員の会計年度任用職員制度への移行に伴い，関係例規の所要の改正を行なおうとするもので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

それでは，順次，改正の内容を申し上げます。資料の31ページをお開きください。

まず，議案第12号，指宿市社会教育指導員に関する規則の一部改正について申し上げます。改正内容につきましては，新旧対照表でご説明いたしますので，33ページをお開きください。

社会教育指導員につきましては，現在，特別職の非常勤職員として社会教育課に4名配置しており，その報酬及び費用弁償の額は，本規則の第6条において，「指宿市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則に定めるところによる」とされているところがあります。

しかしながら、令和2年4月1日から、社会教育指導員は会計年度任用職員に移行し特別職でなくなり、同条例施行規則の適用除外となること。また、会計年度任用職員は、1年単位の「任用」行為となることから、第2条及び第3条中「任命」を「任用」に改め、第3条中、ただし書の「再任を妨げない。」を削除するものであります。併せて、本規則から報酬及び費用弁償に係る条文である第6条を削除するとともに、第7条を第6条に繰り上げようとするものであります。

次に、35ページをお開きください。

議案第13号、指宿市地域学校協働活動推進員設置規程の一部改正について申し上げます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、37ページを開き、38ページと併せてご覧ください。

地域学校協働活動推進員につきましては、現在、社会教育課に特別職の非常勤職員として1名配置しており、その報酬及び費用弁償は、本規程の第8条により、「指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則に定めるところによる」とされております。

この地域学校協働活動推進員につきましても社会教育指導員同様、令和2年4月1日から、会計年度任用職員に移行し特別職でなくなる。また、会計年度任用職員は、1年単位の「任用」行為となり、任用を解く場合には「解任」行為となることから、第1条及び第3条中において「委嘱」を「任用」に改め、第4条中において「委嘱」を「任用」に、「解職」を「解任」に改め、ただし書の「再任を妨げない。」を削除するものであります。また、報酬及び費用弁償に係る条文である第8条を削除するとともに、第9条及び第10条をそれぞれ1条ずつ繰り上げようとするものであります。

次に、41ページをお開きください。

議案第14号、指宿市招致外国青年任用規則の全部改正について申し上げます。本市では、外国語指導助手の招致に一般財団法人自治体国際化協会の「語学指導を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を活用しております。来日した外国語指導助手には、本任用規則を英文で提示する必要があり、JETプログラムは、会計年度任用職員移行に伴う任用規則（案）とその英文を提供していることから、JETプログラムから示された案をベースにして本規則を作成したため、全部改正としたものであります。

説明につきましては、今回の制度改正により、外国語指導助手の勤務条件等に変更がある部分のみの説明とさせていただきます。42ページをご覧ください。

第1条の目的は、本規則が外国語指導助手の勤務条件を定めることを目的とし、本規則に定めのないものについては、地方公務員法その他の法令及び指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例や同条例施行規則等の定めるところによることとしております。

43ページをご覧ください。

第4条の任期では、会計年度任用職員は任期が会計年度を超えることができないこととされていることから、1年間の任期を前半任期と後半任期に分け、再度の任用を可能とし、再度の任用はこれまで通り通算で5年間としております。

44ページをご覧ください。

第8条の費用弁償等では、外国語指導助手が職務を行うための費用を弁償することとし、第2項では、新たに通勤にかかる費用弁償を市の条例に基づき行うこととしております。

47ページをご覧ください。

第16条から49ページの第28条にかけては、今後、外国語指導助手が一般職の地方公務員となることから、職務命令に従う義務や守秘義務が発生すること、人事評価の対象であることや、地方公務員としてふさわしくない行為があった場合には、懲戒の対象となることなどを定めております。

申し訳ありませんが、42ページにお戻りください。

第1条第2項中、中ほどの「指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則」のあとの括弧書き（令和2年指宿市規則第〇号）の規則番号及び「指宿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」のあとの括弧書きの（令和2年指宿市規則第〇号）の規則番号がいずれも空欄となっておりますが、総務課に確認したところ、両規則とも施行日は4月1日となっております、現在事務手続き中であるとのこととあります。規則番号につきましては、事務処理が終わり次第、決定することになります。

以上、会計年度任用職員に移行するにあたって、変更となる部分を中心に説明をさせていただきました。なお、ただいまご説明いたしました3議案につきましては、いずれも附則において、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で提案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(西森教育長)**

ただいま説明をいただきました3議案に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(西森教育長)**

暫時休憩いたします。

**(西森教育長)**

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6、議案第12号から、日程第8、議案第14号までの3議案については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第6、議案第12号から、日程第8、議案第14号までの3議案については、提案のとおり可決することといたします。

**(西森教育長)**



次に、日程第9、議案第15号、令和2年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

#### (下吉部長)

日程第9、議案第15号、令和2年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の52ページをお開きください。

令和2年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を別冊のとおり定めることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊の議案第15号資料、令和2年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

市教育行政の基本理念及び基本方針について掲載してございます。指宿市教育委員会では、国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を基本理念とした「指宿市教育大綱」、「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組みます。

小中学校における教育環境の整備については、児童生徒が安全で安心して学校で過ごすことができるよう、体育館の非構造部材の耐震化や駐車場等の整備を進めるとともに、山川地域の4小学校が再編して誕生する新生「山川小学校」のICT機器の充実と、各小中学校へのデジタル教科書の導入を進めます。

学校規模の適正化については、新生「山川小学校」の開校に向けた校舎改修工事等を行います。併せて、「望ましい学校づくり基本方針」についての協議を継続して進めるとともに、教科担任制の教員確保や、様々な部活動の選択が可能となるよう、市全域における中学校の望ましい学校づくりに向けた取組も推進します。

学校教育については、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施される新学習指導要領への円滑な移行を踏まえながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めます。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進に努めます。小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗入授業、「指宿まるごと博物館」構想に基づいた指宿を学ぶ「いぶ好き『ふるさと学』」を核としたふるさと教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の連続した系統的・体系的な学びの中で子どもたちの課題解決を目指します。

生徒指導上の課題については、生徒指導體制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めます。また、スクールソーシャルワーカーの活用時間を増やすことで、学校と関係機関との情報をより一層共有し、様々な課題の解決を図ります。志や夢を持つ子どもを育成するため、トップアスリートを招請した「こころのプロジェクト夢の教室事業」を引き続き推進します。

児童生徒の安全確保については、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子どもを見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めます。

学校給食については、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、老朽化した施設設備等の大規模な改修を進めます。また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供します。

学校給食費については、市の補助を拡充し、保護者の負担軽減を図ります。

指宿商業高等学校については、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めます。また、魅力ある学校づくりを進め、入学志望者を増やすとともに、国体の強化校等の指定を受け、通学が困難な地区から入学した生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行います。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動(いぶすき茶いっぺプロジェクト)を継続させ「おもてなし」の心を発信します。さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路を実現できるよう引き続き推進します。

社会教育については、生涯学習の推進のために、4月1日から「ふれあいプラザなのはな館」に移転する中央公民館、校区公民館における講座等の充実を図ります。また、各社会教育関係団体の活動充実のために、人材育成に努めます。

青少年教育については、地域の教育力を発揮するために青少年体験活動への助成を行うとともに、青少年育成推進員の活躍の場づくりや研修の充実を図り、心豊かな、たくましい青少年の育成に努めます。さらに、地域と学校が相互に連携・協働して行う学校応援団や放課後子ども教室など地域学校協働活動事業を進めます。

家庭教育については、家庭教育学級の充実と、ふれあいプラザなのはな館を活用した子育て支援の充実を図ります。

読書活動の推進については、市立図書館を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図っていくために、ブックスタート等の事業をさらに充実させるとともに、「第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、読書を通じた子どもの育成に努めます。

芸術文化の振興については、シルバー美術展の開催や文化祭等への支援を通して、文化芸術活動を振興するとともに、市民の文化芸術活動の拠点となる新市民会館の建設を進めます。また、地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承のために、発表の機会を設けるとともに、地域が一丸となった活動とすることで人材育成に努めます。

文化財の保護については、国指定史跡の今和泉島津家墓所や指宿橋牟礼川遺跡、地域に所在する指定文化財等の保存と活用について市民とともに取り組み、郷土愛の醸成に努めます。また、時遊館COCCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として「指宿まるごと博物館」構想に基

づいた企画展「海神(かいじん) 開聞岳展」の開催や、各種の講座と体験学習の開催等からなる市民のための『いぶ好き「ふるさと学」』を推進します。

社会体育については、市民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備・充実に努めます。また、スポーツ団体や指導者、スポーツクラブの育成に努め、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上を図ります。

施設整備については、市営野球場の改修や、かごしま国体成年女子ソフトボール会場である開聞総合グラウンドの照明の改修を進めます。

競技力の向上については、スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子どもたちを後押しします。また、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の本市で開催されるバドミントン競技やソフトボール競技については、継続して体験教室を開催するなど普及・啓発を図ります。

以上の基本理念及び基本方針に基づき、令和2年度に計画している主な施策について申し上げます。教育総務費のうち、教育振興費では、外国語指導助手招致事業、子どものサポート体制整備事業、青少年交流事業、特別支援教育支援員配置事業、こころのプロジェクト夢の教室事業、小中一貫教育推進事業及びスポーツ・文化振興基金積立金等に係る事業等を実施します。

小学校費のうち、学校管理費では、各小学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費及び施設の維持・管理費を予算化したほか、新生「山川小学校」で運行予定のスクールバスの購入及び指宿小学校に放課後児童クラブを設置することに伴う駐車場整備を行います。また、教育振興費では、各小学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上を行い、学校教育振興費では、要・準要保護児童就学援助及び学力検査委託を行います。

中学校費のうち、学校管理費では、各中学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。また、教育振興費では、各中学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上を行い、学校教育振興費では、要・準要保護生徒就学援助及び学力検査委託を行います。

高等学校費のうち、学校管理費では、指宿商業高等学校の学校運営に係る経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。また、教育振興費では、指宿商業高等学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上のほか、指宿商業高等学校活性化補助金事業を実施します。

社会教育費では、生涯学習推進事業、青少年健全育成事業、芸術文化振興事業、文化財保護事業を実施します。また、時遊館COCCOはしむれ、市民会館、図書館及び公民館の管理運営及び新たな市民会館の建設を進めます。

保健体育費では、各種スポーツ大会等の開催や指宿市営野球場等改修工事を進めるほか、体育施設の環境整備・維持管理に努めます。また、指宿・山川の両学校給食センターの管理運営に係る経費を予算化したほか、山川学校給食センターの老朽化に伴う施設改修事業及び給食費の一部補助を実施します。なお、主な新規事業等につきましては、それぞれ表内にお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

令和2年度の教育行政の基本方針でございますが、ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(西森教育長)**

この基本方針に基づいて、令和2年度にそれぞれの課で、具体的な事業を展開していただくこととなります。

有馬所長、学校給食費について、市の補助を拡充という言葉がでてきましたが、具体的にはどういう拡充ですか。

**(有馬所長)**

学校給食費につきましては、令和元年度は小学校、中学校の児童生徒の保護者に対して、月額900円の補助を実施しております。来年度につきましては、月額900円を100円値上げいたしました。月額1,000円という補助にしております。給食費のほうを、来年は100円値上げするというようにしておりますので、保護者の負担については、現状のまま据え置くということを予定しております。

**(西森教育長)**

来年度、給食費が100円上がるけれども、その100円上がった分は、市の補助の拡充額100円で対応していくということです。

それともう1つ、県立学校又は市外の学校に行っている子供さんへの補助について、説明をお願いします。

**(有馬所長)**

来年度から、補助をすることになっておりますが、市内に住所を有する県の指宿養護学校に通学する児童生徒の保護者、中学校で私立等の市外の学校に通っている児童生徒の保護者に対しても、補助をするということにしております。来年度になってから、その対象者を学校教育課等に聞いて把握をいたしまして、通知をして補助をしていく予定としております。

**(西森教育長)**

それから、学校で給食を食べない子供さんについても説明してください。

**(有馬所長)**

食物アレルギー等によって給食を食べられないため、弁当を持参している子供さんもおりますので、そういう児童生徒につきましても、来年度から補助をしていくこととなります。来年度は2人、該当する児童生徒がおりますので、その保護者に対しても補助をしていくということで、補助金を交付する予定としております。

**(西森教育長)**

給食を食べないで、弁当を持ってきておられる子供さんについても、弁当の食材費相当にあたる額を、他の子供たちと同じように補助をするということです。

**(別府委員)**

北指宿中学校に導入される校務支援システムについて教えてください。

**(豊田係長)**

校務支援システムにつきましては、国のほうの働き方改革の一環で、令和4年度までに全学校への導入100%を目指しているシステムです。具体的には児童生徒の要録の管理をベースにして、日頃の出席管理、健康管理、成績の管理というのを一体的に行うことで、先生方の負担の軽減を

図るシステムで、令和2年度はまず北指宿中学校に、トライアルで導入をしようという計画であります。

**(西森教育長)**

いろいろな学校で導入されていて、成績管理など子供たちの記録を随時打ち込んでおけば、学期末に通知表を作るときには、その通知表の様式の中に打ち込まれる。指導要録も同じくです。順じ市町村の中に入ってきており、とりあえず北指宿中学校に来年は導入しますということです。

**(別府委員)**

クラウド型のような形ですか。

**(豊田係長)**

指宿市で導入するのは、学校にサーバーがありますので、そこにインストールをして、学校内のネットワークで使用する形態を考えております。

**(中村委員)**

デジタル教科書導入とありますが、これは指宿市内の全小学校へ一斉に導入となるのでしょうか。

**(常深課長)**

指宿市内の小学校に、国語と算数を導入します。国語のほうは4・5・6年生、算数のほうが3・4・5年生という形で導入を計画しております。

**(七夕職務代理者)**

感想となりますが、この基本方針に沿って実施できますよう、よろしくお願い申し上げます。

**(西森教育長)**

市営野球場の改修、主な事業等で何かありましたら補足をお願いします。

**(喜多主幹兼係長)**

野球場の改修につきましては、現在ある本部席、両サイドのダッグアウト、サイドスタンド、バックスクリーン、スコアボード、これを全て解体しまして、新しいものを2年間かけて新設をする。それが主な改修内容となっております。

**(西森教育長)**

その他、関係課から説明をしたほうが良いというものがあればお出しください。

また、他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第9、議案第15号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第9、議案第15号は、提案のとおり可決することといたします。

**(西森教育長)**

次に、日程第10、議案第16号、指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の廃止についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(下吉部長)**

日程第10、議案第16号、指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

資料の53ページをお開きください。

指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を廃止したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

54ページをご覧ください。

本案は、指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託業者の選定をプロポーザル方式で実施するに当たり、その手続を公正かつ適正に行うための公募型プロポーザル審査委員会の設置について定めた要綱について、要綱を制定した所期の目的を果たしたため、廃止するものであります。なお、附則において、この告示は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(西森教育長)**

要綱を廃止するということでございます。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(西森教育長)**

この要綱を廃止するということは、仕事が終わったということですよ。

**(野元課長)**

基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルですが、平成30年度に公募型プロポーザルをいたしまして、設計業者を決めたところです。今月において、実施設計業務が全て完了したために、この要綱については廃止をさせていただきたいということでございます。

**(西森教育長)**

併せて市民会館の建設に伴うスケジュール、説明ができるところだけで結構ですので教えてください。

**(中摩参事)**

市民会館の建設スケジュールですが、年度明けまして4月になりましたら、この入札委員会を開催し、契約業者を6月議会前に決定をいたしまして、議会で契約内容について議決をいただいた後、着工をする計画でおります。着工をしましたら、工事期間が17か月ということでございますので、令和3年の11月～12月にかけて工事は完了する予定となっております。工事が完了いた

しましたら、必要備品等を運び込みまして、開館に向かって備えるという形になってまいります。まだ開館日については確定をしておりませんが、今後そういった内容で進めてまいります予定でございます。

**(西森教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第10、議案第16号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第10、議案第16号は、提案のとおり可決することいたします。

**(西森教育長)**

次に、日程第11、議案第17号、指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(下吉部長)**

日程第11、議案第17号、指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の55ページをお開きください。

指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の理由につきましては、開聞小学校及び開聞中学校の通学区域のうち、上手地区と加治地区が令和2年4月1日に合併し、上手地区となることから、所要の改正を行うものであります。

58ページをお開きください。

改正の内容は、地区ごとの通学区域を定めている別表中、開聞小学校区の校区に所属する地区から「加治」地区を削除するものであります。なお、附則において、この規則は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(西森教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第11、議案第17号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第11、議案第17号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第12、議案第18号、指宿市学校給食センター管理運営要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第12、議案第18号、指宿市学校給食センター管理運営要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の59ページをお開きください。

指宿市学校給食センター管理運営要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

改正の理由は、指宿市学校給食センター管理運営要綱は、本市の学校給食センターの管理運営に関し必要な事項を定めておりますが、給食費の不納欠損処分及び給食費の算定期間の追加や、給食費の精算等を具体的に明記するなど、実務に合わせて一部見直しを行うものであります。なお、附則において、この告示は令和2年4月1日から施行することとしております。

一部改正の詳細につきましては、有馬学校給食センター所長から説明をさせていただきます。

(有馬所長)

それでは、指宿市学校給食センター管理運営要綱の一部改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の64ページをお開きください。



まず、第3条は、給食費の決定について規定しており、給食費の額は、指宿市学校給食センター運営委員会に諮って指宿市教育委員会が決定するとしていますが、ただし書きにより、「年度途中で物価の変動等があった場合は、運営委員会に諮らずに給食費の額を変更することができる。」ことを新たに明記しております。

第5条は、給食費の徴収について規定しておりますが、第2項に「給食費の徴収月は、4月から翌年2月までの11箇月とする。」を追加するとともに、第4項に「給食費の滞納がある場合は、給食センター及び学校は連携してその解消に努めなければならない。」の条項を追加しております。

第6条は、給食費の不納欠損処分について新たに明記するもので、(1)死亡しているとき、(2)行方不明のとき、(3)破産法等の規定により、給食費に関する債務について責任を免れたとき、(4)無資力又はこれに近い状態にあるとき、(5)消滅時効が完成した滞納給食費の滞納者であるとき、この5つの理由により、学校給食費の滞納者から滞納する給食費を徴収することができないと判断した場合は、運営委員会に諮り、当該滞納者を不納欠損処分の対象者として決定するものとしております。

第5号の消滅時効が完成した滞納給食費の滞納者であるときの「学校給食費の消滅時効」については、民法第173条第3号の規定により、未納となってから2年が経過した給食費については、時効による不納欠損処分を行うこととしております。

65ページをお開きください。

第7条は、給食費の算定期間について新たに明記するもので、第1項では、給食費の算定期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとし、第2項では、転入、転出その他の事情により、年度途中で給食の開始又は停止があった場合は、日割りをもって算定するとし、第3項では、1食当たりの給食費は、年間給食費を年間給食日数で除して得た額とし、1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。と明記しております。

第8条は、給食費の精算等について規定しておりますが、精算対象となる事項について、実務に合わせて、5つの項目を具体的に明記しております。

第2項において、前項各号の欠食により、給食費の精算を行うときは、1食当たりの給食費に欠食日数を乗じて得た額で精算するものとしております。

第10条は、学校給食用物資納入業者の指定について規定しておりますが、指定期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とすることを新たに追加しております。

第14条は、学校給食用納入物資代金の支払について規定しておりますが、代金の支払について、請求があった月の月末までに支払うことを明記しております。

以上で主な改正についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (別府委員)

給食費の納付の方法というのは、例えば学校に持参するとか、何か定まっているのでしょうか。

**(有馬所長)**

給食費の徴収方法は、各学校様々なのですが、口座から引き落としをする方法が多いです。中にはPTA等で徴収をする、個別徴収を行っている所もございます。特に給食センターで指定というのはないので、それぞれの学校に任せているところです。

**(西森教育長)**

学校によって徴収方法は、保護者との相談もあろうかと思います。今回、コロナウイルスで3月は給食が食べられなかった。そのために返金をする対象者がたくさん挙がって、徴収方法との関わりも関連があるのかなと思いますが、現実的にはそこについて問題はなかったですか。

**(有馬所長)**

今回の臨時休校に伴う返金につきましては、口座に返すというのは、なかなか難しいですので、今回の場合は、学校のほうに現金をお渡しして、学校から直接返していただくという対応をしたところでございます。

**(西森教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第12、議案第18号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第12、議案第18号は、提案のとおり可決することといたします。

**(西森教育長)**

次に、日程第13、議案第19号、指宿市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(下吉部長)**

日程第13、議案第19号、指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の68ページをお開きください。

指宿市文化財保護審議会条例第3条第3項の規定に基づき、指宿市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。指宿市文化財保護審議会条例第3条第3項に、「委

員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する」となっております。

指宿市文化財保護審議会の委員として、新任は福ヶ迫忠氏、川畑徳廣氏の2人で、この2人を除く3人が再任となります。なお、任期は同条例第4条第1項の規定により、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となります。また、本日配布いたしました別紙「議案第19号」資料も併せてご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

**(西森教育長)**

別紙を参考にしながら、ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(七夕職務代理者)**

5名の委員の性別を教えてください。

**(中摩参事)**

5名の委員は全員、男性となっております。

**(七夕職務代理者)**

委員を選考する際、女性の該当者はいらっしゃらなかったのでしょうか。

**(中摩参事)**

委員をお探する中で、女性の方がどうしても見つからない状況でございまして、今のところ5名とも男性となっているところでございます。

**(七夕職務代理者)**

探したけれども、該当者がいなかったということですね。

**(中摩参事)**

はい、そのとおりでございます。

**(西森教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第13、議案第19号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第13、議案第19号は、提案のとおり同意することといたします。

## 議 事（非公開）

日程第14 議案第20号 「教育委員会事務局職員等の職員の任免について」・・・原案同意

日程第15 議案第21号 「教育長の辞職について」・・・原案同意

### （西森教育長）

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。

その他で何かございませんか。

（なしの声）

## 9 閉会

### （西森教育長）

以上で、令和2年第3回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。